
第4節 集落空間の構成

(1) 三田集落

三田集落は、有田川を挟んで蘭島の北側にある集落である。三田集落の地形は急勾配の土地で谷が3つあり、尾根部分には山林、各谷沿いには家屋や耕作地が位置する。主要道路としては国道480号線と旧県道19号線があり、旧県道19号線は、かつて高野街道、龍神街道として栄えていた。旧県道19号線の南側には有田川が流れている。県道19号線は、1953年（昭和28年）の7・18水害による水害復興事業に伴い、県道改修によって道幅が拡張された。その後1992年（平成3年）からの三田バイパスの事業化により、国道480号線に昇格した。

三田集落の祭礼施設は、大垣内に浄安寺、若宮と山添の間に愛宕社、山添内に蔵王権現社、大深ヶの山際に金毘羅社があり、その中でも蔵王権現社からは、三田展望所からの蘭島の景観に加え、三田集落の家並みや清水集落なども含めた景観を望むことが出来る。

集落内には複数の谷川が存在しており、さらに灌漑用水路で導水した他集落の谷川水も利用できることから、谷川水の水量が豊富にあるため、農業利水と生活利水に利用されていた。また急勾配の土地という地形的条件から、ほとんどの土地について灌漑が可能なため、農業用水の水源となる谷川を中心に水田の生産域が構成されており、部分的であるが灌漑に適さない場所については畑の生産域が構成されていた。集落一帯に水田の生産域が構成されるため、居住域は水田の生産域の中にあり、生活利水の利用形態の利点から居住域は点在する形で構成されていた。つまり三田集落は地形条件と集落内の谷川などの自然条件による水利用の影響を色濃く受けて、集落空間が構成されていた（図5-16）。

2012年の三田集落では、1950年頃に行われていた稲作や畑などの耕作が2012年も行われているが、それは若宮や赤花、神田にある一部の耕作地のみである。耕作が行われていたとしても、稲作から山椒や畑などに転作している場合もみられた。この稲作から山椒や畑などの転作は、1970年頃（昭和45年頃）の減反政策により行われた。その他の大部分の耕作地は、放棄地や山林に変わっており、特に三田用水路より標高が高い場所に位置する水田は山林に、それより標高が低い場所では放棄地となっていた。このうち山林については、1966年（昭和41年）の林業構造改善事業により増加した。

家屋については、7・18水害の水害復興事業により復興住宅が数軒建設され、その後は大垣内や大深ヶの道沿いに数軒建設されたのみで、2012年の家屋数は1950年頃と比較しても微増した程度である。

2012年の三田集落の集落空間構成と水利用の関係について見ると、三田集落は、2012年においても1950年頃の農業利水が継続して行われており、農業利水の利点から、農業用水の水源となる谷川沿いに水田の生産域が構成されていた（図5-17）。しかし耕作者の高齢化などの社会的影響によって水田の生産域はごく一部となっており、水田に適した場所でも放棄地や、畑や果樹の生産域が広がっており、生産域の構成にまとまりがなく、水利用から構成を明らかにすることが難しくなっていた。居住域は生活利水の変化により、自然条件の水利用に則さず構成できるようになり、道沿いで居住域の増加がみられたが一部分であり、1950年頃の水利用に即した居住域の構成を伺うことが出来る（図5-18）。



図5-16 三田集落の集落空間構成

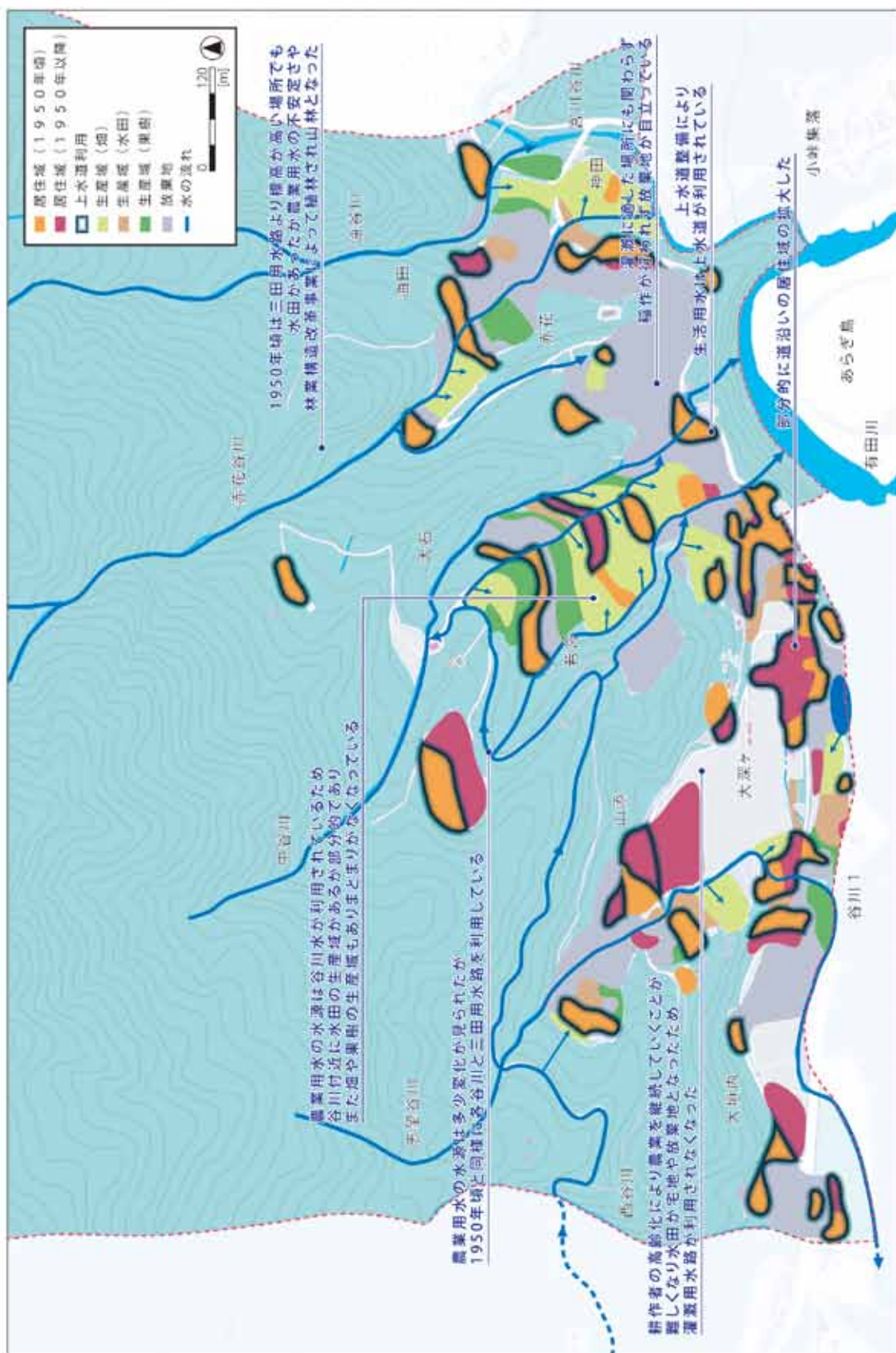


図 5-17 三田集落の集落空間構成と水利利用の関係

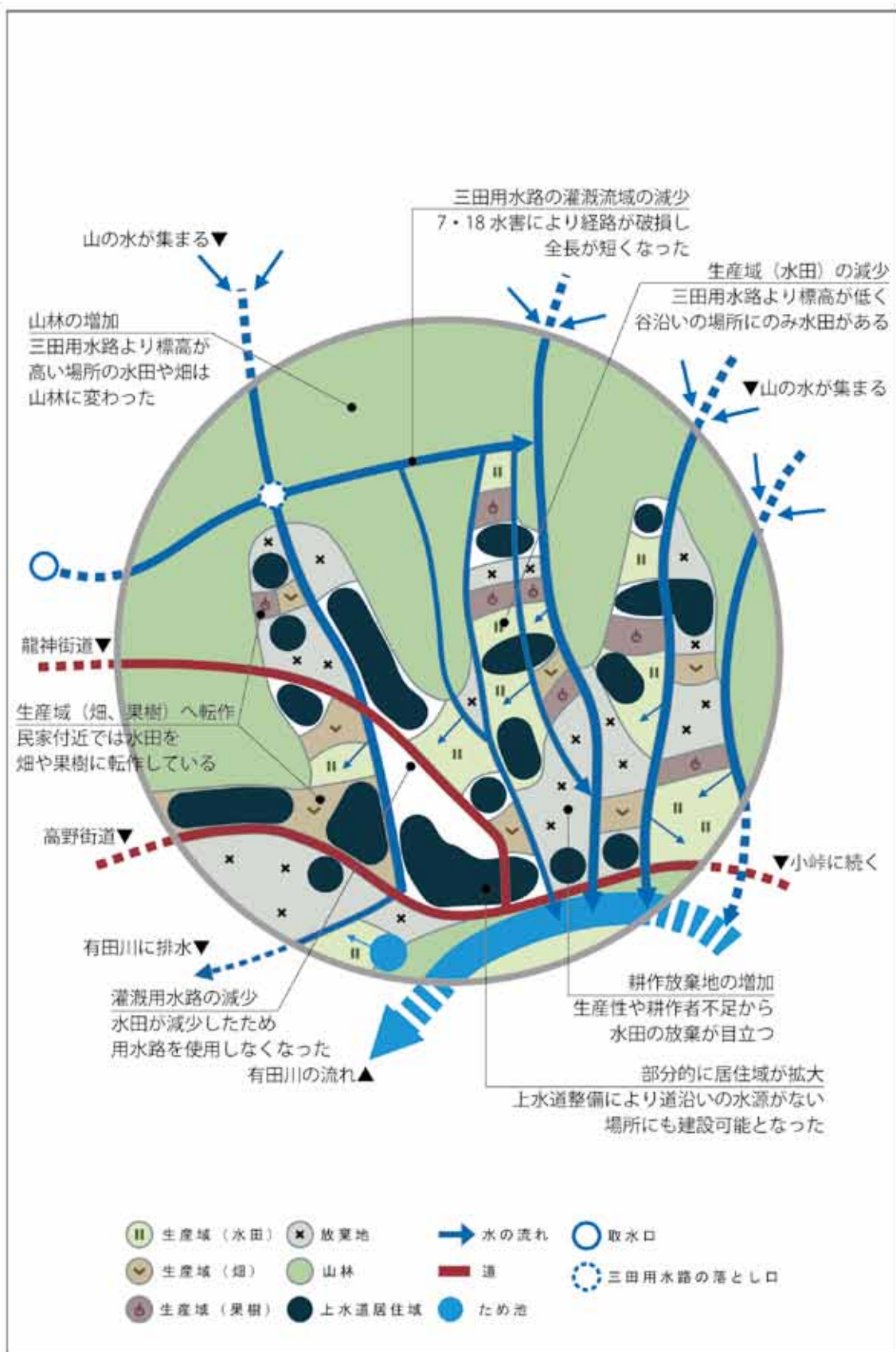


図 5-18 三田集落の集落空間構成モデル

（２）西原集落

西原集落は、蘭島の南側にある集落である。西原集落の地形は、集落の中心に山林があり、集落を西と東に隔てている。山林以外の場所は比較的緩やかな勾配の土地であり、その部分に家屋があり、有田川沿いには耕作地が広がっている。西原集落は現在においても稲作が盛んに行われている（図 5-19）。

西原集落の祭礼施設は、城山の山林内の東側に愛宕社と春日社、常垣内の山林内の東側の山際に、青柳に千手観音が祀られている西原観音堂がある。

西原集落は、緩やかな傾斜の土地が広がっており、地形的には水田の生産域に適している。集落内には湧水が自噴する場所が多くあるが、農業用水の水源としては水量が少なく、また農業用水の水源として利用できる谷川が存在しなかった。そのため灌漑用水路によって河川水を導水して、農業用水の水源として利用していた。その結果、灌漑用水路で導水した河川水を利用できる場所に、水田の生産域が形成され、利用できない場所には畑の生産域が形成されていた。農業用水の水源としては水量が少ない湧水は、生活用水の水源として利用しており、湧水が自噴しやすい山裾を中心に居住域がまとまっていた。また水田の生産域が形成されている場所でも、生活用水の水源を得ることが可能なため、水田の生産域内に居住域が点在していた。つまり西原集落は、人為的に整備された農業用水の水源の利点から集落空間全体に生産域が構成され、農業利水に適さない場所で、生活用水の水源を得やすい場所に居住域が形成されていることから、人為的な水利用と自然条件による水利用によって集落空間が構成されていた。

西原集落は 1953 年（昭和 28 年）の 7・18 水害の水害復興事業と、その後の開発により集落に大きな変化が生じた。7・18 水害による有田川の氾濫により、湯子田の有田川沿いの水田や家屋、集落道、坊の前の一部の水田が流されてしまった。水害復興事業により、湯子田の水田は 7・18 水害以前の水田の所有面積に応じて区画整理が行われた。稲作は 2012 年でも行われているが、もともと稲作が行われていた湯子田や青柳の一部の水田が、畑や放棄地となっている。また山裾沿いの畑は、1966 年（昭和 41 年）の林業構造改善事業により植林が行われ、山林へと変わった。

交通網では、湯子田や坊の前の集落道は、水害復興事業と 1960 年頃（昭和 35 年頃）の里道拡大により、道幅の拡張整備が行われた。蘭向の紙屋と前を通る集落道は、1992 年（平成 3 年）からの三田バイパスの事業化に伴い、国道 480 号線三田バイパスに繋がるように拡張整備が行われた。

水害復興事業での復興住宅建設により、西原集落内外の被災者が山際付近の宅地に移転してきた。1950 年から 1970 年（昭和 30 年から 45 年）にかけて、湯子田や坊の前の水田、青柳の畑が宅地となり、住宅が建設された。2005 年（平成 17 年）には、蘭向の芝田と蘭の水田が宅地となり、清水地域木材利用促進加工施設が建設された。2012 年の西原集落の家屋数は、1950 年頃と比較すると約 2 倍程度になっており、土地利用に大きな変化が生じた。

2012 年の西原集落の集落空間構成と水利用の関係について見ると、西原集落では多少変化が生じたが、2012 年においても 1950 年頃の農業利水が継続して行われており、農業利水の利点から灌漑用水路を境に、灌漑できる場所は水田の生産域、灌漑できない場所に畑の生産域が構成されており、水利用に即した構成がなされていたが、水田の生産域付近に畑の生産域や居住域がみられ、構成のされ方に変化が生じている（図 5-20）。居住域は生活用水の変化により、自然条件の水利用に則さず構成できるようになった。その結果灌漑に適している場所に居住域が拡大しており、水源付近にまとまっていた水利用に即した構成が崩れている（図 5-21）。

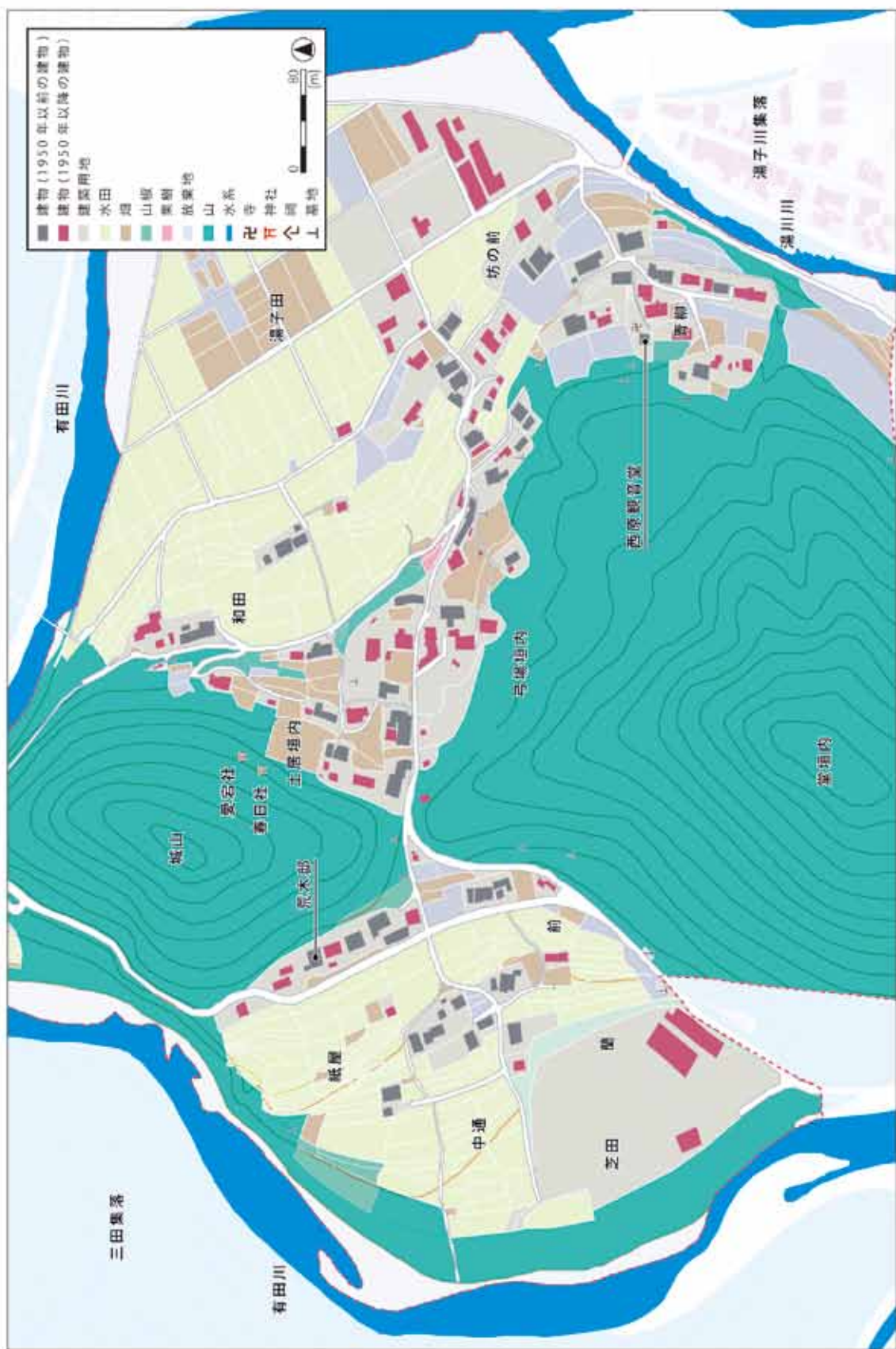


図 5-19 西原集落の集落空間構成

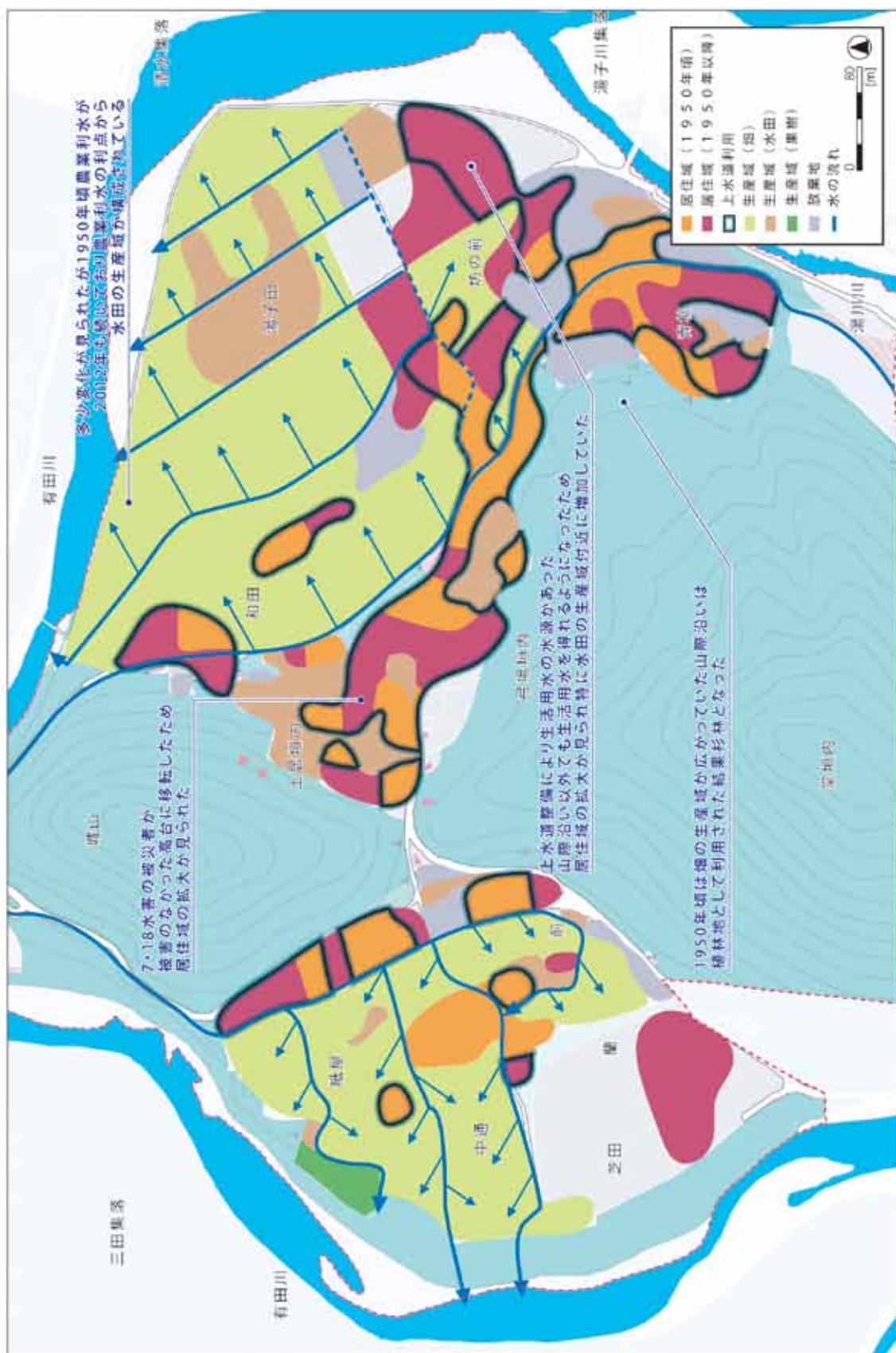


図 5-20 西原集落の集落空間構成と水利利用の関係

(3) 小峠集落

小峠集落は、有田川を挟んで蘭島の東側にある集落である。小峠集落の地形は、東側から西側の有田川に向かって、勾配のある土地となっており、東側から順に山林、家屋、耕作地となっている。小峠集落には、南側に三田集落から続く国道 480 号線と、集落の中央部にかつての高野街道・龍神街道として栄えていた旧県道 19 号線があり、特に旧県道 19 号線は集落道として地域住民に利用されている（図 5-22）。

集落内には複数の谷川が存在しているが、農業用水の水源としては水量が少なかった。そこで灌漑用水路によって他集落の水量が豊富な谷川水を導水して、農業用水の水源として利用した。その結果、灌漑用水路で導水した谷川水を利用できる場所に、水田の生産域が構成され、利用できない場所には畑の生産域が形成されていた。農業用水の水源に適さない谷川水は、生活用水の水源として利用しており、農業利水に適さない場所で、生活用水の水源となる谷川に沿って居住域が構成されており、利用形態の利点から家屋が配置されていた。つまり小峠集落は、人為的に整備された農業用水の水源の利点から集落空間全体に生産域が構成され、農業利水に適さない場所で、生活用水の水源を得やすい場所に居住域が形成されていることから、人為的な水利用と自然条件による水利用によって集落空間が構成されていた。

2012 年の小峠集落では、1950 年頃に行われていた稲作や畑などの耕作が 2012 年では行われておらず、小峠上原の一部の水田でのみ稲作が行われ、畑は家屋付近で耕作が行われている。1950 年頃に稲作が行われていた有田川沿いの水田は、大部分が放棄地となっており、その他は宅地や山林に変わっている。山裾側の畑も変化しており、大部分が山林に変わり、家屋付近に放棄地として面影を残している。これらの変化が生じた原因は、1966 年（昭和 41 年）の林業構造改善事業による稲作から林業への転職や、1970 年頃（昭和 45 年頃）の減反政策等による米価格の下落などによって、耕作者が減少したためである。

小峠集落の交通路として利用されていた県道 19 号線は、1953 年（昭和 28 年）の 7・18 水害での水害復興事業に伴う県道改修により道幅が拡張された。その後、1992 年（平成 3 年）からの三田バイパスの事業化により、小峠上原の南側に国道 480 号線に開通し、県道 19 号線は国道 480 号線に昇格した。

家屋は県道 19 号線付近に密集しており、特に県道 19 号線の南側に新たに宅地が設けられている。2012 年の家屋数は 1950 年頃と比較すると約 1.5 倍に増加している。

2012 年の小峠集落の集落空間構成と水利用の関係について見ると、小峠集落は 2012 年においても 1950 年頃の農業利水が継続して行われており、農業利水の利点から灌漑用水路を境に、灌漑できる場所に水田の生産域、灌漑できない場所に畑の生産域が構成されていた（図 5-23）。しかし米価格の下落や稲作農家の減少などの社会的影響を受け、放棄地が多く生産域はごく一部分となっており、水利用に即した構成が損なわれつつある。居住域は生活利水の変化により、自然条件の水利用に則さず構成できるようになった。その結果、道沿いや灌漑に適している場所に居住域が拡大しており、水源付近に居住域がまとまる水利用に即した構成がなされなくなり、居住域が道沿いに拡大した（図 5-24）。



図 5-22 小峠集落の集落空間構成

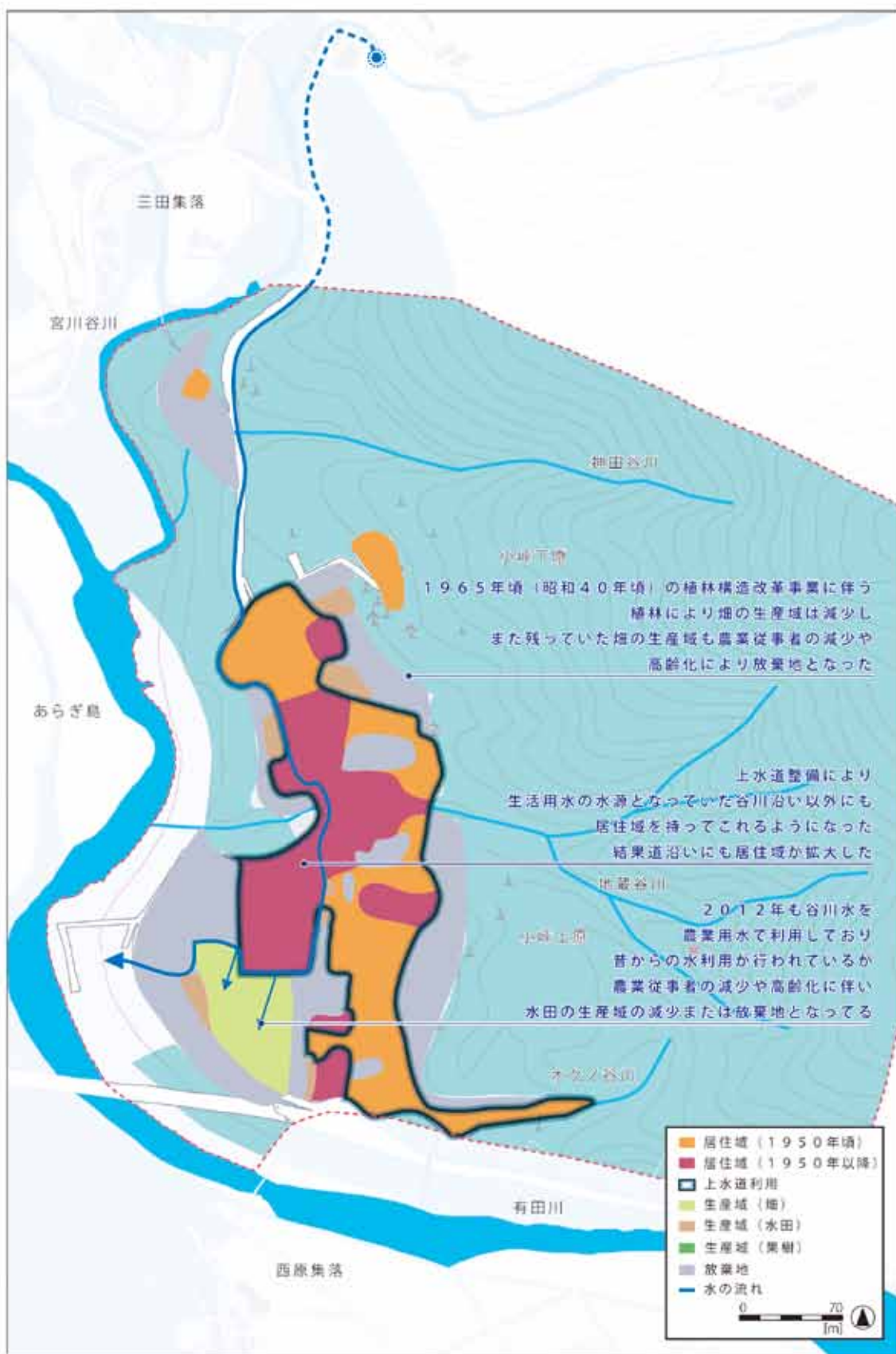


図 5-23 小峠集落の集落空間構成と水利用の関係

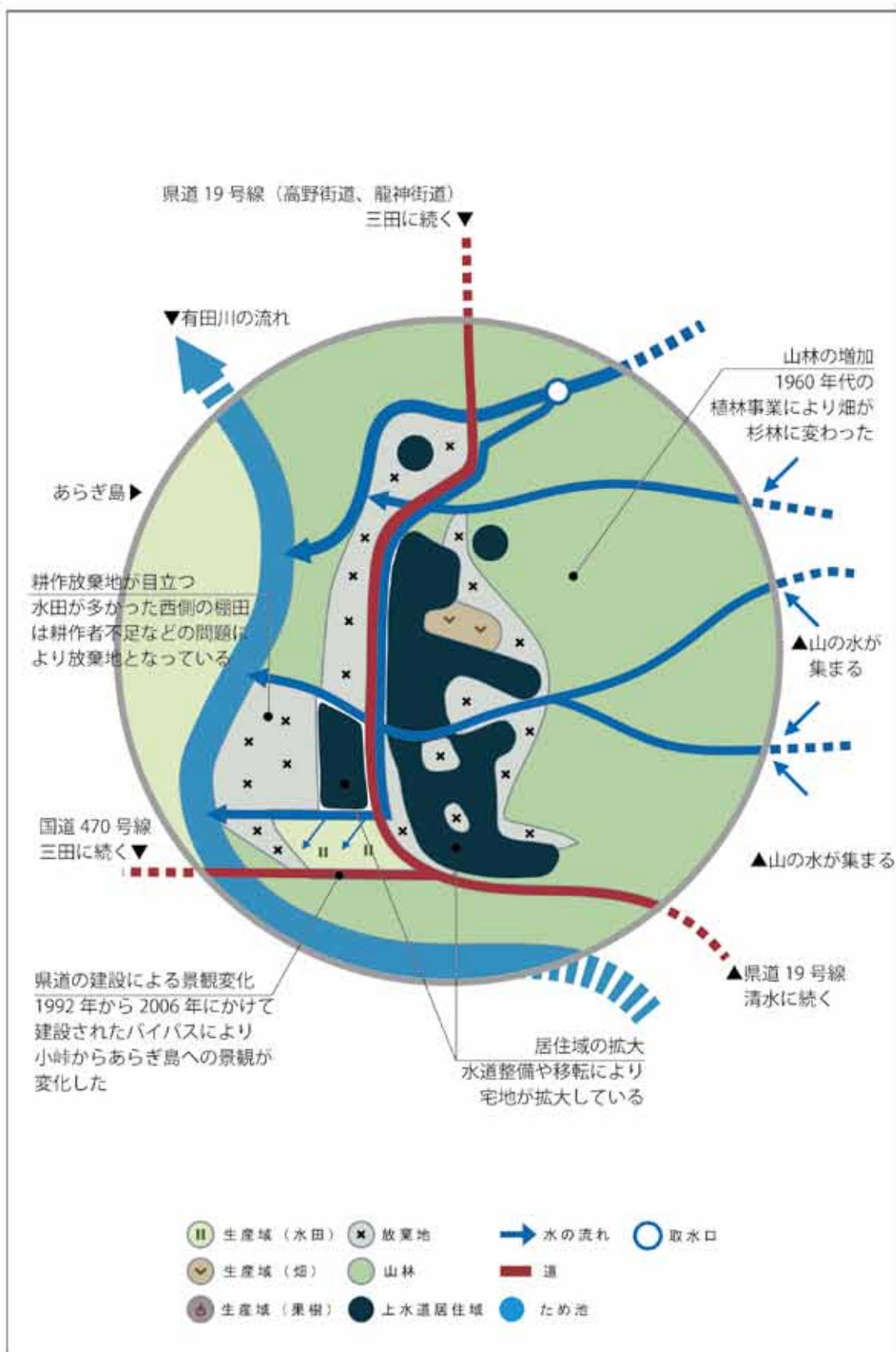


図 5-24 小峠集落の集落空間構成モデル

（４）蘭島周辺における集落空間の構成

1950 年頃における蘭島周辺の３集落の集落空間は、水利用をもとに構成されており、集落空間は水源の数、水量をもとに農業利水や生活利水が決定されている。利水条件の利点と地形的条件に応じて、まず生産域が構成され、次に居住域が構成されていった。三田集落の場合では、灌漑用水路などの人為的な水利用も行われているが、基本的には自然条件による利水条件と地形的条件によって生産域と居住域が形成され、集落空間が構成されている。

一方、西原集落と小峠集落では、人為的な農業利水により生産域が構成され、自然条件による水利用によって居住域が形成されているが、水源の種類が異なるため、居住域の形成のされ方が異なっている。

つまり 1950 年頃の蘭島周辺の集落は、自然と人々の営みの共存における水利用によって景観が形成されていたことから、蘭島周辺における集落景観の本質は水利用に即して形成され、今日に至っていると考えられる。